平成２７年（フ）第９１４号
札幌市白石区川下３条５丁目２番６―107号
債務者　小形　利光
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３３号
福島県会津若松市門田町大字御山字村中245番地の４、前住所千葉県八千代市村上南２丁目３番地25　レオパレスロワジール101号室
債務者　夏苅　美葉
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１４９号
群馬県前橋市粕川町女渕465番地５
債務者　二渡　德子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
群馬県前橋市堀越町2297番地５　フリーランス大胡Ｂ―202号
債務者　小林　俊裕
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５４号
群馬県伊勢崎市宮子町3016番地１　ニューフィールドＢ101
債務者　鈴木　　元
1　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１９６号
埼玉県越谷市大字下間久里1135番地１　メイツ越谷314号
債務者　永堀　美之
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
相模原市中央区上溝６丁目１番２―603号
債務者　鈴木奈穂子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８３号
相模原市中央区氷川町５番10号　アルカディア相模原406
債務者　松山　　優
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８５号
相模原市緑区橋本７丁目11番12号
債務者　君和田友子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８６号
相模原市緑区城山１丁目18番25号　メゾンドリビエール102号
債務者　末宗　光子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１８９号
相模原市中央区田名1337番地３　ソシアルガーデンＣ棟202
債務者　田村　智佳
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０９号
京都市西京区大原野東竹の里町１丁目１番地７棟203号
債務者　陶山　康子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
京都市山科区上花山講田町45番地の４
債務者　坂元　隼人
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
京都市右京区嵯峨中通町13番地36　ロイヤルコート嵯峨401
債務者　宇野　利香（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４４９号
京都市上京区堀川通寺之内上る２丁目下天神町646番地１　ジョイフル紫野606号
債務者　井上　幸一
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６８号
京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町174番地６　ベルビュー花屋町503
債務者　志波　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４６９号
京都府京田辺市松井古松井15番地の２
債務者　安倉　眞貴
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係